

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

昭和52年4月からB社（現在は、C社）に継続して勤務していたが、年金記録によると、同年4月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年9月30日に同資格を喪失後、同年10月2日にB社で同資格を取得したことになる。

両社は関連会社であったが、申立期間には異動等は無かった上、この期間の年金記録が欠落していることにも納得がいかないため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、事業所索引簿によると、B社は昭和53年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で同資格を取得している者が85人（申立人を含む。）確認できることから、このうちの複数の同僚が、申立人と同様に「申立期間当時はB社に継続して勤務しており、異動はしていない。」と証言していることから、同社に勤務する者について、同社が適用事業所となる以前は関連会社であるA社において、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、上記の同僚の一人が保管する給与明細書によると、昭和53年9月分

の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 53 年 8 月のオンライン記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社）における資格喪失日を昭和60年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

A社B事業所から関連会社であるC社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、継続して勤務し給与も支払われ、社会保険料もそれまでと変わらずに控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、賃金台帳、厚生年金基金加入員資格喪失通知書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA社B事業所及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和60年7月1日にA社B事業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和60年5月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主がA社B事業所における資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。) 、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年2月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年2月1日から13年2月1日まで
かつての同僚から連絡を受け、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知ったが、給料が大きく下がったことは無かったので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年2月1日から同年10月1日までの申立人に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、同年3月13日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、複数の同僚についても申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所においてB業務に従事し、社会保険事務には関わっておらず、会社から標準報酬月額の減額について説明は無かった旨の供述をしており、元同僚も、「申立人は、社会保険事務に関わっていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、社会保険料を3,000万円ぐらい滞納しており、社会保険事務所(当時)に何度か行ったことはあるが、標準報酬月額を下げる手続を行った覚えは無い。」としているが、当該事業所に係る滞納保険料等確認書により、上記の減額処理日(平成12年3月13日)時点において滞納保険料があったことが確認できる上、滞納処分票において、平成12年3月に事業主と社会保険事務所の担当者が滞納保険料について相談している旨の記載があり、標準報酬月額を減額したことを示す「調定取消」の押印とともに滞納保険料が二重線により取り消されていることも確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年3月13日付けで行われた上記の

標準報酬月額の見直し処理は事実に即したものと見えず、当該処理を行う合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

一方、上記の見直し処理を行った日以降の標準報酬月額の最初の定額決定（平成 12 年 10 月 1 日）において、申立人の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については見直し処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 2 月 1 日までの標準報酬月額について、申立人の元同僚が保管する 12 年 11 月及び同年 12 月の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 12 年 3 月 13 日付けで行われた標準報酬月額の見直し処理の結果として記録されている申立人の同年 2 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30 万円に見直すことが必要と認められる。

栃木厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで

昭和62年8月にA社入社し、平成元年1月に退職するまで同社の経営するB店に継続して勤務していた。途中で辞めた覚えは無く、休職したことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年7月20日にグループ会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によると、同社は61年1月に法人事業所として設立されている上、申立人の供述及び元同僚の証言等により申立期間当時には5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当

時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の昭和63年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで

昭和61年4月にA社に入社し、平成14年5月に退職するまで同社の経営するB店に継続して勤務していた。同社から発行された表彰状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の所持するA社が発行した表彰状及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和63年7月20日にグループ会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によると、同社は61年1月に法人事業所として設立されている上、申立人の供述及び元同僚の証言等により申立期間当時には5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務

所は、申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行
っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで
昭和61年3月にA社に入社し、平成2年6月に退職するまで同社の経営するB店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年7月20日にグループ会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によると、同社は61年1月に法人事業所として設立されている上、申立人の供述及び元同僚の証言等により申立期間当時には5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人

の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで
昭和61年11月にA社に入社し、同社の経営するB店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年7月20日にグループ会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によると、同社は61年1月に法人事業所として設立されている上、申立人の供述及び元同僚の証言等により申立期間当時には5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申

立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月21日から39年8月1日まで
昭和30年4月21日から49年7月25日までの期間において、C社（現在は、D社）及びその関連会社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けているので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、D社が保管する申立人の人事記録、退職連絡簿及び同僚の証言により、申立人は、E社に継続して勤務し（昭和39年5月21日E社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年8月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年8月1日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できるが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は同年5月21日に法人として会社設立されており、同僚は申立期間当時、申立事業所には30人ぐらいの従業員が勤務していたと供述していることなどから判断すると、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月は18万円に、15年4月から16年6月までの期間は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、平成15年4月から16年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から17年11月1日まで

年金記録では、A社に勤務していた際の標準報酬月額が、当時もらっていた給与と比べて低く記録されていることが分かった。勤務期間の給与支給額は常に25万円ぐらいだったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成8年10月について、A社における申立人の元同僚3名が所持する給与支給明細書及び複数の元役員の証言等から、申立人が当該月の前月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該月の標準報酬月額については、申立人に係る同年9月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、元事業主も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B市が保管する申立人に係る住民税課税資料に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成15年4月から16年6月までの期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、元同僚が所持する当該期間に係る給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことを踏まえると、事業主は、住民税課税資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち平成8年6月から同年9月までの期間、同年11月から15年3月までの期間及び16年7月から17年10月までの期間については、元同僚が所持する当該期間の一部に係る給与支給明細書をみると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の住民税課税資料において確認できる社会保険料控除額によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。